

タイにおける製造物責任法【その2】



Rouse & Co. International (Thailand) Ltd.

Fabrice Mattei

Rouse & Co. International は1990年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界13カ国に計16の拠点を有し、600名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィス(バンコク)は2000年設立。2013年にはミャンマーにもオフィスを開設している。Mattei氏はタイおよびミャンマーオフィスの代表であり、弁護士としても数多くの訴訟を代理している。

タイにおける製造物責任法について紹介する全2回のシリーズの後編。

【その1】からの続き

(2)消費者保護の新たな水準

タイは製造物責任法という新しい法律を施行した。同法は2009年2月20日に施行され、安全でない製品の責任をメーカー、販売者、輸入者、およびその流通網にいる他の者に課す。

○対象となる製品

製造物責任法は、製品を、販売のために製造され、または輸入されたあらゆる種類の物と定義しており、これには農業関連商品や電気製品が含まれるが、規則により一部製品は除外される。農業関連商品とは、米作、果樹・野菜栽培、畜産、養蚕、ラック(樹脂)生産、菌茸類生産などの農産品をいうが、天然品は含まれない。

○「生産」の意味

生産とは、製造、混合、調製、組立て、発明、変換、再形成、組み換え、選択、梱包、冷凍、放射を意味し、同様の効果をもたらす他の措置を含む。

○製造物責任法に基づく請求ができる者

安全でない製品により損失を被った者は誰でも請求可能。

○損害の意味

損害とは、安全でない製品を使用したことにより、命、身体、健康、精神、財産に生じた損害をいうが、安全でない製品そのものに生じた損害は含まない。精神的

損失とは、痛み、苦悩、恐怖、不安、気分の落ち込み、屈辱、その他同様の影響をもたらす精神的損失をいう。

○安全でない製品とは何か

安全でない製品とは、製造中の欠陥、設計、製品に関する指示・保管・警告・情報の欠如、または製品の状態に関する不適切もしくは不明確な情報により生じた、または生じる可能性のある傷害をいう。これには通常的环境下における、当該製品の通常の条件下での使用および保管が含まれる。

○対象となる活動

製造物責任法では、「販売」には販売、頒布、または取引のための交換、賃借、分割払い購入、供給、売り込み、および上記のための展示が含まれる。輸入とはタイで販売するための製品の輸入または注文をいう。

○責任を問われる者

同法に基づき責任を問われる事業者とは、以下を意味する。

- (1) メーカーまたは請負業者
- (2) 輸入業者
- (3) メーカー、請負業者、輸入業者を特定できない製品の販売者
- (4) 商号、商標、標章、物品その他の手段を使用して自らがメーカー、請負業者、または輸入業者であると他人に思わせている者

その損失が故意または過失により生じたか否かを問わず、すべての事業者が、既に消費者に販売された、安全でない製品により生じた損害の責任を問われる。

○被害者の立証責任

事業者には責任を負わせるには、被害者はまたはその代理人は、被害者がその製品により損害を被ったこと、および通常的环境下で使用または保管する正しい指示に従ったことを立証しなければならないが、どの事業者がかかる損害を生じさせたかを立証する必要はない。

○製造物責任の例外

以下の場合、事業者は安全でない製品により生じた損害の責任を問われない。

- (1) 当該製品が安全でない製品ではない
- (2) 被害者がその製品は安全でないことを既に知っていた
- (3) 損害が誤った使用または保管、警告無視、事業者が正しく明確に示した製品情報の無視により生じた

損害発生前に消費者と事業者間の合意、または安全でない製品によって生じた損害についての責任を制限する旨の事業者の通知があっても、責任を免除または制限するために利用することはできない。ここでいう「消費者」は、事業者からサービスを購入したか取得した者または、事業者から消費の購入またはサービスの取得を提供されたか、勧められた者をいう。

○損害賠償額の計算

民商法典に基づく損害賠償の算定とともに、裁判所は以下の事項を考慮して補償金額を算定することができる。

- (1) 負傷者の身体、健康、または衛生への損害に起因する精神的損失への賠償に関しては、負傷者が死亡した場合、その配偶者、親、または相続人が損害賠償を受ける権利を有する。
- (2) 事業者が、製品が安全でないことを知りながら、または自らの過失のために安全でないことを知らずに、これを製造し、輸入し、または販売したこと、もしくは製造、輸入、販売後にその製品が安全でないことを知ったのに損害を防止するために適切な措置を取らなかったことが明らかになった場合、裁判所は以下を考慮して事業者に対し実際の損害額の2倍の金額の賠償を命じることができる。
 - ・ 生じた損失の程度
 - ・ 事業者における安全でない製品の知識
 - ・ 事業者が当該製品の安全でない側面を隠してきた期間

- ・事業者が当該製品の安全でない側面知ったときの対応
- ・事業者が手にした利益、事業者の財務状況
- ・事業者が損害を最小限に抑えるために取った方法
- ・負傷者が損害を生じさせることをしたかどうか

○請求の時効

損害賠償請求権は、負傷者が製品の安全でない性質を知り、損害について責任のある事業者を知ったときから3年間、もしくは製品の販売日から10年間を経過すると失われる。

負傷者の身体に蓄積されたものにより身体または健康に損害が生じた場合、または症状を見極めるのに時間が必要な場合、負傷者またはその代理人は損害とその損害の責任を負う事業者を認識した日から3年以内、ただし損害を認めた日から10年以内に請求を行わなければならない。

○事業者への影響

製造物責任法違反に基づき、すべての消費者が民事訴訟を起こす資格があるため、その事業者に対する訴訟の請求件数は増加する可能性が高い。

- ・事業者のリスクは従来よりも高くなる。
- ・これまで（売買契約の当事者は目的物の滅失または所有権の喪失に係る責に売主が任ぜられないことに合意することができると規定する民商法典第483条）と異なり、損害賠償責任の免除は厳しく制限される。
- ・事業者が支払う賠償金は従来よりも増える（現実の損害賠償＋懲罰的賠償）。
- ・事業者は製造工程や保管手続きの健康面や安全面を常に検討するべきである。
- ・事業者は、タイで製造および、または輸入および、または販売するすべての製品に明確な使用説明、正しい警告や表示を行うべきである。
- ・事業者は適切な保険に加入するべきである。
- ・メーカーその他の事業者は、2009年2月までに製造工程その他のプロセスを検査し、新しい義務への遵守のための対策を講じる必要がある。

■ 参考情報

- ・ タイ製造物責任法
- ・ タイ民商法典 第 420 条、第 472 条、第 483 条、第 589 条、第 591 条、第 607 条
- ・ タイ刑法典 第 236～第 239 条、第 270～第 275 条
- ・ タイ消費者保護法

(完)

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)